

○質屋営業法等に係る事務取扱要綱の制定について（概要）

（平成 24 年 3 月 12 日 例規第 5 号 神生総発第 35 号）

最終改正 平成 25 年 5 月 7 日 例規第 29 号 神生総発第 132 号

この要綱は、別に定めのあるもののほか、質屋営業法及び質屋営業法施行規則並びに神奈川県警察諸営業、銃砲刀剣類等事務取扱規程の規定に基づき、神奈川県警察で行う質屋営業の許可、承認等に係る事務手続に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

第 1 章 総則(第 1 条－第 3 条)

第 2 章 許可(第 4 条－第 6 条)

第 3 章 営業内容の変更等(第 7 条－第 14 条)

第 4 章 質置主の保護(第 15 条)

第 5 章 雑則(第 16 条)

等である。